

## 東彼杵町農業委員会総会議事録

1. 開会日時 令和7年12月25日(木) 午後13時30分～15時00分
2. 開催場所 東彼杵町総合会館 2階 大会議室

### 出席委員

会長 西坂 秀徳	1 番 迎 幸枝	2 番 田中 恵	3 番 松尾 政敏
4 番 渡邊 稔	5 番 永島 宏行	6 番 川原 浩	7 番 森 計人
8 番 琴浦 清	9 番 森 武敏	10 番 清心由紀美	11 番 森 土雄
12 番 宮脇喜八郎	13 番 森 重幸		

### 事務局及びその他の出席者

事務局長 小林 竹哉                      書記 坂本 修一                      光増 彩

### 3. 議事録署名委員の指名について

### 4. 報告事項

- (1) 農地の合意解約について                      4 件

### 5. 議 事

議案第 21 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について	3 件
議案第 22 号	農地中間管理事業による農地利用集積等促進計画について	9 件
議案第 23 号	農業振興地域整備計画変更について	1 件

### 6. その他

事務局長	<p>皆さんこんにちは。時刻となりましたので 12 月期の農業委員会総会を始めてまいりたいと思います。まず、会長の方からお願いします。</p>
議長	<p>皆さんこんにちは、委員の皆さんにおかれましては、局長からもお話がありましたように、年の瀬押し迫ってからの総会ということでお集まりいただきまして誠にありがとうございました。今日は令和 7 年最後の総会という事で、議事自体は 3 つしかありませんけど中の件数が 13 件ありますので、早速ではありますけどこのまま進めさせて頂きたいと思います。どうぞよろしくをお願いします。</p> <p>本日の議事録署名委員の指名についてという事で 2 番の田中委員それから 3 番の松尾委員の方をお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。</p> <p>それでは報告事項の「(1) 農地の合意解約について」ということで 4 件ございます。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(タブレットでの総会資料準備までの操作説明) 省略</p> <p>一旦これでタブレットでの総会の準備が整ったかと思っておりますので、総会の方に移らせていただきます。</p> <p>3 ページの合意解約です。今回 4 件と書いてありましたが 5 件の間違いです。すみません。1 件目が蕪郷の 800、804-1、922、これが樹園地、茶畑になります。貸していた方が木場郷の方、解約するのが中尾郷の方です。事由としては解約形態が合意解約、解約事由としては農地集約のため、位置図が 6 ページになります。広域農道から木場の研修施設を上って行きまして、蕪みどり集会施設があるんですけどここの手前の茶畑が 3 筆あります。</p> <p>次が 5 件とも同じ方が借りていた農地の解約です。2 件目が蕪郷の 1332、1333、1335、1337、1338、これは全て樹園地で茶畑です。貸していた方が蕪郷の方です。これも場所は 7 ページに載せています。先ほどの農地から蕪みどり集会施設の方を見て、上に行くと町道があります。町道から蕪構造改善センターがありまして、町道蕪線を上って行ったところの茶畑になります。</p> <p>3 件目が 4 ページになります。これも同じ方が借りていた農地で、中岳郷の 1278-9、これも樹園地で茶畑になります。貸していた方が中岳郷の方で、こちらの場所が 8 ページに載せてあります。町道平似田太ノ浦線を旧いこいの広場へ上って行く町道がありまして、この大野原演習場の手前左手に広がっている茶畑の解約です。</p> <p>戻りまして 4 件目になります。こちらも借りていたのは先ほどまでと同じ方で、中岳郷の 1151、1152、1153、1157、1278-26 これも全て茶畑になります。貸していた方が中岳郷の方です。場所は 9 ページに載せています。先ほどの農地の近くの分とさらに中岳の集落の方に行った茶畑になります。</p> <p>5 ページに戻りまして、5 件目も同じ方の借りていた農地で、中岳郷の 1278-5、1278-14、1278-18、1278-25 の 4 筆で貸していた方が大村市の方です。場所は 11 ページに載せてあります。こちらも先ほどの農地のすぐ近くになります。町道平似田太ノ浦線の旧いこいの広場へ上って行く途中の左手の農地になります。来月には息子さんの名</p>

	<p>義で、中間管理機構をとおして赤木の集団茶園辺りの方を何筆か借りられるので、息子さんの代に変わるにあたって赤木の方を新たに借りて、今借りていたところは辞めると聞いています。中岳郷に関しては次に耕作する方が見つまっているそうなんですけど、蕪の方が誰もいない状態ということで話を聞いています。報告は以上になります。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございました。中岳の方は後が決まっているということですけど、番号で言うと3、4、5ですか。</p>
事務局	<p>はい。</p>
議長	<p>3、4、5は決まっている。1番、2番の蕪郷の方が決まっていないということで山本委員さん何か</p>
山本委員	<p>決まっていないとこの2番の方は、もし決まらないようであれば荒地にしたいかなと、それかブルーベリーでも植えられればいいのかという話をしていたので、またこれから話を進めていきたいと思います。以上です。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。今のところ1番、2番の蕪の方については後の耕作者が決まっていないということで、お茶関係者の中で誰か後を作りたい方がいらっしゃるようだったら紹介していただければと思います。それが無理ならお茶をすることは考えていないということですので、他の方を見つけるか荒れていくのかなと思っていますので、将来的にあっせんとかそういう形で出てくることもございますので、可能性のある中でまた誰かお茶関係で作る人がいらっしゃったら気をかけていただければと思いますのでよろしくお願いします。この件につきまして何か皆さんからご質問とかないでしょうか。無いようですので報告事項は以上で次に進めたいと思います。議事の方に入りたいと思います。</p> <p>それでは議案第21号「農地法第3条の規定による許可申請について」ということで事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>説明に入るんですけど、農地法第3条です。次のとおり、許可申請があったので審議を求めます。これが借りる方が今回全て瀬戸郷の方なのでまとめて説明をしたいと思います。今回1番からいくと瀬戸郷の856、登記地目、現況地目とも田です。貸す方が諫早市の方、借りるのが瀬戸郷の方、事由として基盤強化法からの継続です。ちょっと前に中間管理の担当者会議がありまして、その中で中間管理の契約があまり伸びていないという説明が公社の方からあって、基盤強化法からの切り替えが進んでいないとか出来ていないのではないかとこの話がありました。東彼杵町内の基盤強化法での賃貸借契約の状況確認をしましたら、切れている契約もありましたので、切れている方に「切り替えてください」という通知を送りましたところ、今回この申請が</p>

	<p>あがってきています。この後の中間管理の分も同じく基盤強化からの切り替えが何件かあがっています。この方は基盤強化法から借り換えるという事で、3条の申請があがりました。期間は5年です。賃貸借権契約で1筆10,000円、借りられる方が窓口に来られた時に中間管理の説明もしたんですけど、この後に出てくる農地に物納での対応になるところがありまして、中間管理機構は金納しか対応できないというのと、基本的に契約は10年以上が対象になりますが、借りられる方が年齢的に10年は長いので5年にしたいとの意向があり、3条で申請になりました。この1番の申請の場所は13ページに載せています。これが国道からソリソリソリソリとこから上って行く道がありまして、上ると高速をくぐって東部地区コミュニティセンターがあるんですけど、その手前の田んぼになります。これが賃貸借権で5年間の1筆10,000円の契約です。12ページに戻りまして2番目が同じく瀬戸郷の859、登記地目、現況地目とも田になります。貸す方が瀬戸郷の方、借りられるのは同じ方です。これも基盤強化法からの継続切り替えになります。これが期間5年間、1筆10,000円の契約です。14ページに場所を載せています。先ほどの農地のすぐ隣になります。高速くぐって上ったところの先ほどの農地の隣です。</p> <p>次も12ページに戻って3番目が3筆あります。瀬戸郷の474、475、493全て登記地目、現況地目とも田になります。貸す方が八反田郷の方、借りるのは先ほどと同じ瀬戸郷の方です。これは基盤強化の継続ではなくて新規になります。こちらの田について期間は前の2件と同じ5年なんですが、物納の米にしたいという事になっています。場所が15ページに載せています。先ほど説明した田んぼよりもっと上の方に上って行くと、今里美容院さんがあり、さらに上って行くと広域農道より少し下あたりになる農地になります。474と475は筆は分かれているんですけど、1枚の田になっております。説明は以上になります。</p>
議長	今、事務局より説明していただきましたけど、この件に関しまして地元の委員さんから何か補足とか説明がありますか。本人さんからの話とかはなかったですか。
中島委員	娘さんのご主人が協力的にやっていますね。
議長	分かりました。事務局から説明があったように中間管理機構ではなくて3条の方で5年間されるということで、他の委員さんから何かご質問とか、ご意見とかありましたらお受けしますけど。
森（武）委員	別の件ではありますけど、先ほどの説明で地番がでましたけど、写真の方に昔は地番が入ってあったようで最近では地番が入ってないようですけど、3筆は何番と何番と画像の中に入っているんですか。あっそうか。こっちは変わらないか。
事務局	すみません。オンラインだと次のページになります。

<p>議長</p>	<p>まあ、そういう指摘もしていただければ伝えやすく出来る事はしていきたいと思えますので。その他にこの件に関しましてご質問とかあればお受けしますけど。無いようであれば採決に入らせてもらってよろしいでしょうか。同じ方がされるので1番から3番まで一括で採決をとりたいと思えます。この件に関しまして問題ないと賛成と思われる方は挙手を持ってお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p> <p>はい、ありがとうございます。全会一致という事で許可する方向で進めていきたいと思えます。</p> <p>続きまして議案第22号「農地中間管理事業による農地利用集積等促進計画について」ということで9件ございます。事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい、議案第22号農用地利用集積等促進計画の公告について(一括契約)について次のとおり、促進計画案について審議を求めます。これが同じ方の契約が3件ありますので1番から3番までまとめて説明をします。16ページ申請番号1番です。中尾郷の赤坊の189-7、同じく中尾郷赤坊南の225こちらも2筆とも樹園地茶畑になります。これが賃貸借契約です。反当たり10,000円の契約ということで、189-7は面積に直すと4,920円、225は面積に直すと3,660円の契約です。貸す方が中尾郷の方、借りるのも中尾郷の方で、20年の契約です。令和8年3月10日から令和28年3月9日までです。これが新規の契約です。先ほど反当たり10,000円という説明だったんですけど、5年目から賃料が発生するという契約です。場所は21ページに載せています。町道大野原高原線を上って行くと、中尾の集落の手前のカーブのところに赤坊へ下って行く中尾1号線があるんですけど、そこをずっと奥の方まで行ったところの畑がまずあって、さらに奥の方に行って、最終的に町道宿太ノ浦線に行く手前ぐらい奥の茶畑になっております。</p> <p>続きましてまた16ページに戻りまして2番目です。彼杵宿郷の1542-2でこれも茶畑です。こちらも反当たり10,000円の契約になりまして、面積に直すと12,310円で賃貸借権の契約です。貸す方が千綿宿郷の方、こちらも先ほどと同じ方が借りられます。これも20年、令和8年3月10日から令和28年3月9日までで新規の契約になります。こちらは3年目から賃料が発生するような内容になっております。場所が23ページに載せてあります。町道の宿太ノ浦線の広域農道との交差点あたりの上の茶畑になっております。</p> <p>続きまして17ページに戻ります。3番です。中尾郷の860これも茶畑になります。こちらも同じく賃貸借の契約で反当たり10,000円で面積に直すと6,840円になります。これが中尾郷の方さん、相続登記がされていない土地なので、代表相続人が契約の名義になります。これも同じ方が借りられます。こちらも同じく20年で、令和8年3月10日から令和28年3月9日までです。これも新規の契約になります。場所は24ページに載せています。先ほどの大野原高原線の中尾の集落を上って行くと、茶業研究室へ上って行く中山入り口という三差路がありまして、そちらを茶業研究室の方に入って行くと坂本中尾線があります。その町道の下茶畑になります。説明は以上にな</p>

	ります。
議長	はい、ありがとうございます。この件に関しまして地元の委員さん何かありませんか。この20年という理由があったわけですか。
事務局	特別な理由はないんですが、借りられる方が他にも農地を借りられているんですが、この農地だけ正式に届けをだしていなかったの、きちんとしますという事を出されていまして。おそらく長めに借りておこうという感じで20年ということになっていると思います。
議長	はい、おそらく書類上、契約上は初めてという事ですけど、元々借りられている土地もあるのではないかと、2番の方は私の担当地区なんですけど、これも何年か前に改植をされてずっとされているところなので、書類上は新規ですけど今までも作られていたのではないのでしょうか。中尾の方はどうですか。
藤田委員	何年か前に改植をされていて、多分申請を正式にあげられているだけだと思います。
議長	<p>おそらくあげ忘れていたところをあげているのだらうという事です。この件に関しまして皆様からのご質問とかご意見とか何かありましたらお受けしますけど。何も無いのでしょうか。何も無いようでしたら採決の方に入らせてもらってよろしいでしょうか。</p> <p>(「はい」の声)</p> <p>それでは申請番号1番から3番まで一括で採決を取りたいと思います。1番から3番につきまして賛成と問題ないと思われる方は挙手を持ってお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p> <p>はい、ありがとうございます。全会一致で許可する方向で進めていきたいと思います。それでは引き続き事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	はい、4番です。17ページになります。彼杵宿郷1637-5、こちらも茶畑樹園地になります。これは1筆です。1筆5,000円という貸貸借での契約で、反あたりに直せばという事で6,211円となって載せております。貸す方が宮城県の方、借りる方は中尾郷の方で、先ほどお父さんから合意解約が出てきていた方で、説明したように息子さん名義で今まで借りていたところの整理と言いますか、辞めて新たに借りていくという事で、今月は1件申請で、来月もまたあがるようになっております。これが10年間の契約です。令和8年3月10日から令和18年3月9日まで、これも新規扱いになっております。前の耕作者がお茶を辞められたので、中間管理機構での契約が令和7年7月に解約されたので、そこを借りてしますという事で申請があがっております。場所が25ページに載せてあります。町営の工業団地がありまして、広域農道の交差点を上って行くと茶畑のロータリーがありまして、さらに上って行った所の水道施設の隣の

<p>議長</p>	<p>茶畑になります。説明は以上になります。</p> <p>はい、ありがとうございました。今説明があった4番につきましては、借り手の方はお茶を辞めた方の茶畑を大分借りられていて、今回の農地の近くにも借りて耕作している茶畑があるという事で、今回借りられるということになったのではないかと考えております。周りも茶畑なので特段問題なくて、借りていただくと助かるなど担当地区からは思っております。この件に関しまして皆様からのご質問とかご意見とかありましたらお受けします。何かないでしょうか。ないようでしたら採決の方に入らせてもってよろしいでしょうか。</p> <p>(「はい」の声)</p> <p>4番につきましては、賛成と問題ないと思われる方は挙手を持ってお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p> <p>はい、ありがとうございます。全会一致で問題ないという事で進めていきたいと思っております。それでは引き続き説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい、18ページになります。同じ方の契約が3件あるので5、6、7番まとめて説明をします。まず5番場所が千綿宿郷1482、これが部分借り受けとしています。借りる面積は808㎡、全体では1,152㎡ある畑の内808㎡借り受けしていて、この後に7番の申請に茶畑を借りる契約が出てくるんですけど、この畑自体は広いんですが、茶の木が植えてあるのは一部という事で、その部分だけ借りるような契約にしたいという話が中間管理の担当にあったみたいで、他のこれから説明する5番6番もそれに合わせて茶の木の部分だけ借りるように統一して部分借り受けというかたちで申請があがってきています。5番の方が貸す方が八反田郷の方、借りるのが中尾郷の方で10年の契約です。令和8年3月10日から令和18年3月9日までで新規の扱いになっております。こちらの茶畑については令和6年11月の総会で、地主さんから前耕作されていた方が辞めるので誰かいないか、ということであっせんが出ていた畑になります。今回隣の農地と一緒に耕作しますよと言っていたみたいで、申請があがってきています。場所が26ページに載せてあります。先ほど町道の宿太ノ浦線と広域農道の交差点があって、そこの上に赤木の溜池があるすぐ上の茶畑になります。傾斜があるような茶畑という事で聞いています。</p> <p>18ページに戻りまして、6番です。同じく千綿宿郷1484、先ほどの説明通り茶の木がある部分だけを借りる契約になっております。全体では4,149㎡あるんですけど部分借り受けという事で2,566㎡借りるという事です。先ほどの方の茶畑の隣になります。貸す方は千綿宿郷の方、借りるのは先ほどと同じ方です。これも同じく10年の契約で新規の扱いで、こちらも令和6年11月の総会で出ていた箇所、以前耕作されていた方がお茶を辞められたことで、合意解約されておりました。誰かいないかと探しておりましたが、今回耕作される方が見つかっております。場所が27ページに載せてあります。先ほどの茶畑のすぐ隣です。赤木池の上の茶畑になっております。</p> <p>次が19ページになります。同じく千綿宿郷1481の茶畑です。これも部分借り受けで</p>

<p>議長</p>	<p>全体が 2,240 m<sup>2</sup>の畑で一部しか茶の木が植わっていないということで 180 m<sup>2</sup>借りる契約です。説明が抜けていました。5 番、6 番、7 番共使用貸借権で借りる契約です。今 7 番の説明のところは貸す方が三根郷の方で、借りる方は同じ方です。10 年間の契約で新規の扱いになっております。場所が 28 ページに載せてあります。先ほど説明した 2 件の茶畑のすぐ上の畑です。航空写真を見てもらえればわかりやすいんですが、1481 は広い畑なんですけどその内の端の方にしか茶の木がないという事で、全部借りるのではなく、茶の木がある部分だけ借りますという部分借り受け契約になっております。説明は以上になります。</p> <p>はい、ありがとうございます。今、事務局から説明がありましたけど、千綿宿と彼杵宿の境あたりになって、借りていただく方がいてよかったかと思います。良い場所でもないかなという所です、問題ないかと思っております。他に皆さんからみて質問とかご意見とかありましたらお受けします。何もありませんか。採決に入らせてもらってよろしいでしょうか。それでは 5 番から 7 番までに関しまして採決を取りたいと思います。賛成と問題ないと思われる方は挙手を持ってお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p> <p>はい、全会一致で許可する方向で進めていきたいと思っております。ありがとうございます。続きまして 8 番の説明に入る前に朽原委員退席をお願いします。</p> <p>(朽原委員退室)</p>
<p>事務局</p>	<p>8 番は 19 ページになります。法音寺郷 31、こちら登記地目とかは田なんですけど、ハウスがあってアスパラをされている畑になります。面積が 2,851 m<sup>2</sup>、1 筆 70,000 円反に直すと 24,552 円ということで載せております。賃貸借で貸す方が三根郷の方、借りる方が川内郷の方、10 年間の契約で令和 8 年 3 月 10 日から令和 18 年 3 月 9 日まで、これも基盤強化法が切れているので契約をし直すという事で中間管理機構を通して継続で借りる内容です。場所が 29 ページに載せてあります。国道 34 号線を嬉野方面に行く時に大楠駐在所を過ぎて、高速を過ぎてすぐ下のハウスの畑になります。説明は以上になります。</p>
<p>議長</p>	<p>はい、ありがとうございます。地元委員さんから何か補足とか説明とかはないでしょうか。</p>
<p>森(計)委員</p>	<p>はい、借りている方の延長なので問題ないと思います。</p>
<p>議長</p>	<p>はい、ありがとうございます。新規ではなく延長という事です。他に皆さんから質問とかはないでしょうか。無いようでしたら採決の方に入らせてもらってもよろしいでしょうか。それでは 8 番につきまして賛成と問題ないと思われる方は挙手を持ってお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>

	<p>はい、ありがとうございます。全会一致で許可する方向で進めていきたいと思います。それでは、9番の説明前に9番の方は私が関連していますので、森委員に代わって進めていきたいと思います。</p> <p>(朽原委員席に戻る、西坂委員退室、森(重)委員議長席に移動)</p>
事務局	<p>事務局から説明をします。20ページになります。9番です。三根郷398-1茶畑になります。面積が2,570㎡、使用貸借権、貸す方が三根郷の方、借りる方が三根郷の方で10年間、令和8年3月10日から令和18年3月9日まででこれも基盤強化法で借りていた期間が終了したので、継続で中間管理機構を通して借りるという申請です。場所が30ページに載せてあります。旧カステラセンターから上って行くと赤木の集落がありまして、カーブの所の先の赤木集落センターすぐ隣の茶畑になります。説明は以上になります。</p>
議長	<p>はい、それでは関係する委員の方で何かご質問等はありませんか。他の委員さんは何かありませんか。</p>
森(計)委員	<p>これも継続なので問題ないと思います。</p>
議長	<p>継続ということで問題ないという事です。それでは採決を取りたいと思いますのでよろしくをお願いします。これで妥当だと思われる方は挙手を持ってお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p> <p>はい、ありがとうございます。賛成多数という事でよろしくをお願いします。</p> <p>(森(重)委員席に戻る、西坂委員席に戻る)</p> <p>それでは議事に戻ります。議案第23号「農業振興地域整備計画変更について」ということで事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい、31ページになります。議案第23号農業振興地域整備計画変更に対する意見についてということで、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定に基づき、東彼杵農業振興地域整備計画の変更について、意見を決定するため審議を求めます。1件あがってしまっていて、木場郷1114、登記地目田です。もう一つが木場郷の1115-1の一部この下が木場のおむすびさんの施設になっているので、これが農業用施設ということで現況地目となっております。もう一つが木場郷の1116-1です。3筆とも田で今耕作していないけど元々田であったと思います。名義人は木場郷の方、事業者は東彼杵町になります。変更区分としては除外です。目的は消防団詰所の建築用地とするためということで申請があがっております。こちらは今回農振農用地を外して問題ないかということで審議にかけて、通常であればその後また転用申請というのがあがってくるんですけど、今回除外後の農地転用については町が設置する施設、消防団の詰所ということで転用許可がいらなくて届け出だけでいい、許可不要案件となっています。他だと例えば九州電力の鉄塔とかがそれにあたります。今回の申請も消防</p>

	<p>施設という事で許可不要案件に該当します。今回農振農用地を外すとその後の転用については届け出だけなので、総会にかかることはなくて今回の審議で済みますということです。場所が 32 ページに載せています。広域農道の木場の交差点がありまして、先ほど説明した木場のおむすびさんの隣の農地になります。こちらは午前中に地元委員さんと当番委員さんで現地確認をしてきまして、32 ページの航空写真の下を見ればわかると思いますけど、周りが道路に囲まれていて、他の農地に接していないような場所になるので、問題はないという事でご意見をいただいております。出た意見としては、浄化槽なので流す先については地元の理解を得たうえでしてくださいということでした。今回 33 ページに載せているんですけど、1115-1 が木場のおむすびさんと同じ筆になっているので、今回詰所を建てるにあたって分筆をします。木場のおむすびさんについては農産物加工施設ですので、農用地からは外したんですが、農振地には入っておりました。今回詰所を建てる時に農振地からも外すという事で、申請があがっております。補足になるんですけど説明は以上になります。</p>
<p>議長</p>	<p>はい、ありがとうございました。事務局から説明があったように今日現地確認を地元委員さんと確認をしております。地元委員の永島委員さん長岡委員さん何か補足とか説明がありましたらお願いします。</p> <p>（「別にありません」の声）</p> <p>後当番委員の森委員さんないですか。</p> <p>（「何もないです。」）</p> <p>何もないようで広域農道と町道に囲まれた中という事で特段何も他の農地に影響はなくて水路関係も外すということで問題ないと、後は下水あたりを周りの地域の方と話しあってくださいと 1116-1 の上のちょっと空いているところは町の土地で、その辺から出入りするようになっているので、おそらくここも消防敷地として使われるということで、特段問題になることはなかったのが事実です。そういう事で、この件につきまして皆さんからわからないというところがありましたら質問を頂けたらと思いますけど。何もないでしょうか。</p>
<p>中島委員</p>	<p>木場のこれまでの詰所というのはあったのでしょうか。別の所に。</p>
<p>事務局</p>	<p>里郷の方にありまして、資料の 42 ページにここの木場に建てることになった経緯が載っているんですけど、1 分団の詰所を建てるんですけど今の 1 分団の詰所というのが里郷の方に国道から入ったところにあって、そこが串川の堤防より低い位置にあって串川が越水した際の浸水想定区域内となっているということから、今回は浸水しないという所に今の木場の場所に建てるというような計画になっております。</p>
<p>中島委員</p>	<p>移転が目的でしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>移転と今の詰所もかなり古くなったので移転して新築するという事です。</p>

中島委員	1分団の詰所ですね、わかりました。
議長	<p>はい、ありがとうございます。他に何かないでしょうか。無いようでしたら採決の方に入らせてもらってよろしいでしょうか。</p> <p>(「はい」の声)</p> <p>それでは議案第23号の件につきまして、許可相当と思われる方は挙手を持ってお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p> <p>はい、ありがとうございます。全会一致で許可相当という事で進めていきたいと思えます。</p> <p>以上で議事の方は終わりでございます。ありがとうございました。</p>

議案の顛末を記載し、相違ない事を証する。

議長

2番

3番